

■官民対話の実施要領 新旧対照表

No.	資料名	タイトル	該当箇所					修正前	修正後
			頁	第●	●	(●)	○数字 (カナ)		
1	実施要領	スケジュール (予定) 官民対話②	2		4			平成30年11月19日～11月22日	平成30年11月19日～11月26日
2	実施要領	実施方法	3		5	(3)	オ	応募者等は、官民対話実施日から2開庁日以内に、募集要項様式4-1-2に官民対話で実施した全ての内容及び確認結果について敬体で記録し、「4(1)④ 電子メール提出先」に提出すること。	応募者等は、官民対話実施日から2開庁日以内に、募集要項様式4-1-2に官民対話で実施した全ての内容及び確認結果について敬体で記録し、「5(1)エ 電子メール提出先」に提出すること。
3	実施要領	留意事項	3		5	(4)	ウ	原則、②で回答した全ての官民対話の実施結果は、都の本事業のウェブサイト平成30年12月中旬に公表する予定である。	原則、イで回答した全ての官民対話の実施結果は、都の本事業のウェブサイト平成30年12月中旬に公表する予定である。
4	実施要領	第2回官民対話	4		6			申込手続及び実施方法等は、「4 第1回官民対話」に準ずること。スケジュール等は以下を予定しているが、詳細については第1回の対話に参加のあった応募者又は応募グループの代表企業に対し、平成30年10月31日(水曜日)を目途に別途通知する。	申込手続及び実施方法等は、「5 第1回官民対話」に準ずること。スケジュール等は以下を予定しているが、詳細については第1回の対話に参加のあった応募者又は応募グループの代表企業に対し、平成30年10月31日(水曜日)を目途に別途通知する。
5	実施要領	実施日時及び場所	4		6	(2)		平成30年11月19日(月曜日)から11月22日(木曜日)までの都が指定する日時に実施し、官民対話の時間(入室から退室まで)は、1グループ当たり最大1時間とする。	平成30年11月19日(月曜日)から11月26日(月曜日)までの都が指定する日時に実施し、官民対話の時間(入室から退室まで)は、1グループ当たり最大1時間とする。